知っておきたい相続法改正

第 1 回



見直しであることから、その内容が話題と わゆる相続法) なっています。 度は経験することになりますから、 昨年7月、相続に関する民法等の規定(い 1980年以来約40年ぶりの大きな 相続は誰もが一生のうちに を改正する法律が成立しま 新し

くなった相続法制について少し知っておい

ていただけると幸いです。

同時に、相続をめぐる諸手続がスムーズか 識をお持ちですとアドバイスがしやすいと みなさんが相続法制に関してある程度の つタイムリーに進められるという大きなメリ することが少なくありませんが、 トがあります。そこで、このシリーズを通 筆者は仕事柄、 読者のみなさんに新しい相続法制の 相続に関するお手伝 相続人の

らましを知っていただき、いつかは遭遇する

され、その対応が図られたというわけです。 遺言の方式を緩和するなどの措置も必要と

を

【図表1】にまとめました。

めぐる紛争を防止する観点から、

自筆証書

改正に至る経緯

主な内容

預貯金の仮払い制度の創設、遺産

自筆証書遺言の方式緩和、保管制度

遺留分減殺請求の効力等の見直し

遺留分の算定方法の見直し

相続人以外の者の貢献

分割前に処分された財産の扱い

配偶者居住権の創設

の創設

割合の引き上げと寄与分制度が導入され 者の生活保障について再考する必要が生じ の見直しは喫緊の課題とされていました。 きく変化してきていることから、 るなど、相続を取り巻く環境そのものが大 てきました。また、 配偶者) 会の高齢化の進展に伴って、相続人 今日に至っていました。しかし、この間、 1980年以来、特に見直されることなく 他方で、 相続法制については、 の年齢も高齢化し、 遺言の利用を促進して相続を 要介護高齢者が増加す 配偶者の法定相続 残された配偶 相続法制 (特に

主な改正ポイント

配偶者保護

見直し

見直し

見直し

その他

のための方策 遺産分割に関する

遺言制度に関する

遺留分制度に関する

としてお役に立ちたいと思います

ことになる「相続」に対して、「転ばぬ先の杖

【図表1】相続法の主な改正ポイント

改正の主なポイント

身近な改正点として注目すべきポイント



光田 周史 公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】 1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、 公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家 - ブランドのもとに結集した「ひかりア ドバイザーグループ」の最高経営責任者をは じめ、京都市監査委員や立命館大学大学院の 非常勤講師も務める。

【図表2】 改正相続法の施行日について

IN A THUNSTON		
項目	施行日	
自筆証書遺言の方式緩和	2019年1月13日	
遺産分割前の預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し等、 原則的な施行期日	2019年7月 1日	
配偶者居住権の創設	2020年4月 1日	
法務局における遺言書の保管	2020年7月10日	

【図表3】遺言の種類

自筆証書遺言	いつでも書き直しができるが、紛失や偽造といった懸念が あることから、相続発生時には家庭裁判所の検認(注)が 必要となる。	
公正証書遺言	公証人が原本を保管するので紛失や偽造の懸念はない。	
秘密証書遺言 手間がかかる一方で相続発生時には家庭裁判所の検認(注)が必要なため、利用は少ない。		

(注)検認とは、検認日現在の遺言書の内容を明らかにし、その偽造や変造を防止する ための手続きのこと。

生前に介護などで苦労した場合、 人以 の見直しが図られています。 ます。さらに、 きる「配偶者居住権」 を金銭で請求できるようになりました。 作成してもよいことになったのも朗報と言え すべて自筆ではなく、 れた配偶者が引き続き自宅に住むことがで 外の者の 遺言書を作成する際に従来のように 夫婦の一方が亡くなった後に、 貢献として、 遺留分制度についても所 一が創設されたことです。 その一部をパソコンで 息子の嫁 その他、 その対 などが 相続



に配慮したためとされています 段階的に施行されることになっています。 その施行日については 間 これは、それぞれの改正内容に照らして 般 の周知や準備に要する期間 【図表2】



|書遺言の方式緩

第1回 という形で添付されることもあります。 特定できる事項を記載する必要があり 証書遺言です。 類があることをおさらいしておきましょう。 書遺言の方式緩和」について説明します。 正に関し 財 地 このシリーズでは4回にわたって相続法改 **!続人に承継させたい場合などは、** このうち、 まず、 れば金融機関名 産 例えば、 遺言の内容として特定の財産を特定の 目 目は、 地 録 遺言書には 目 て解説していくことにします として本文とは別に 地番 改正の対象になったのは自 既に施行されている 不動産であれば登記事項 自筆証書遺言では、 ・口座番号などであ 地積など)、 【図表3】に示す3 預 自筆 財産が 遺言者 貯 別 金で (所 紙

改正法の適用時期

改正法は既に成立してい のとおり いますが、 など

自書によらない財産目録を添付することができる。

- 〇 パソコンで目録を作成
- 登記事項証明書や預金通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二の 不動産を法務一郎 に, 別紙目録三及び 四の不動産を法務花 子に掴続させる。 平成××年○月○日





別紙目録 - 土地 所在 東京都· 地積 ··· 地間 ··· 上建物 東京都· 家種類 ··· 種類床面積 (†PCで作成) 法務太郎 ED

土地所在番目 大阪府· 大阪府 (**†**PCで作成) 法務太郎 ED

出典:法務省HPより一部改変

法務太郎 印

、ると言われていました。 遺 言書の利用を妨げる要因にもなって

者本人の署名・ 防ぐために、 よいことになりました。 書や預金通帳のコピーを添付する方法でも コンで作成した書面のほか、 て添付する場合に限り、 そこで、 改正法では財産目録 別紙のすべてのページに遺 押印が必要となります ただし、 自書ではなくパ 登記事項証 を別紙とし 偽造等を

ますので、 配偶者居 次 口 は、 住権についてお話ししようと思 ご期待ください 回 0) 改 正 で新たに登場 し

もすべて自書が必要とされていたため、

遺 7

証書遺

言の場合、

この財産目録につ

言者が高齢の場合などは作成の負担が大き